

会議の内容

1	会 議 名	平成24年度第1回習志野市福祉問題審議会
2	開 催 日 時	平成25年1月28日（月） 午後1時10分から2時30分
3	開 催 場 所	仮庁舎 3階大会議室
4	出 席 者	<p>審議会委員： 海賢委員（会長）、堀部委員（副会長）、高橋委員、平野委員、田所委員、山田委員、唐澤委員、加藤委員、伊藤委員</p> <p>市 側： 保健福祉部長 若林 こども部長 野中 こども部参事 高柳 保健福祉部次長 眞殿 保健福祉調整課長 上原 こども部主幹 小澤 こども保育課長 眞田</p> <p style="text-align: right;">他</p> <p>傍聴者：なし</p>
5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>【委嘱状交付】 伊藤 奈津子氏</p> <p>【議題】 報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 若松保育所、袖ヶ浦第二保育所私立化に伴う「習志野市立保育所の設置及び管理に関する条例」の一部改正及び土地の無償貸付について（こども部） 2 （仮称）袖ヶ浦こども園基本設計について（こども部） 3 地域福祉計画の策定について（保健福祉部） <p>【会議の概要】 1 市長挨拶 みなさんこんにちは。 公私ともに色々とお忙しい中を、本日の福祉問題審議会にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。 平成24年度第1回福祉問題審議会ということでございまして、今、伊藤委員に委嘱状を交付させていただきました。</p>

5	<p>議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>日頃から皆様にはこの審議会のみならず、色々な形で大変お世話になっております。平成24年度中、また、平成25年度もよろしく願いたします。</p> <p>先月の12月に開催いたしました、習志野市議会本会議におきまして、「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」、通称「習志野市健康なまちづくり条例」が全員賛成で可決されました。</p> <p>これは、日本で初めて、市を挙げての健康なまちづくりへの取り組みを条例化したものでございまして、健康なまち宣言などというものはございますが、条例化したのは日本で初めてということでございます。この施行日が、平成25年4月1日でございます。子どもから高齢者まですべての世代に対応した、健康施策の充実を図り、市民一人ひとりの健康に対する意識の向上と、主体的な行動を求めるとともに、健やかで充実した生活を送るための社会環境の整備を目指し、健康なまちづくりの推進に関する基本計画の策定のもとに、すべての市民が生涯にわたっていきいきと安心して、幸せな生活ができるまちづくりに取り組んで参るための理念を定めました。</p> <p>このような条例を定めましたので、これから周知ということになりますが、実はこの部分が一番難しいところございまして、何を媒体にするのか、何を題材にするのか、ということの基本計画とともに考えながら、しっかりと皆さんと取り組んで参りたいという所存でございます。</p> <p>本日の福祉問題審議会では、諮問させていただく内容はございませんが、報告事項が3件ございます。このことにつきまして理解を深めていただき、また、皆様方に他の市民の方にぜひお広げいただければということでございます。</p> <p>報告事項の1件目は、若松保育所、袖ヶ浦第二保育所の私立化に伴う条例の制定ということで、条例の一部改正および土地の無償貸し付けについてでございます。</p> <p>若松保育所と袖ヶ浦第二保育所の2か所は、各年度各法人との間で業務委託を締結し、実際に保育所の運営を担っていただいております。この2保育所の私立化に伴う条例の一部改正並びに平成25年4月1日から完全私立化となった後の、市有財産の引き渡し方針についての報告ということになります。</p> <p>この他、2件目として、仮称袖ヶ浦こども園の基本設計について、そして報告の最後ということで、地域福祉計画の策定について報告した後に、委員の皆様にご意見をいただくという内容になっております。</p> <p>特に地域福祉計画の策定につきましては、今後の地域福祉の在り方を市役所としてどのように策定するか、また、先ほどの問題と同じように、市民の皆様にご周知をしないと進めていけないという</p>
---	----------------------------------	--

5	<p>議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>ことで、皆様にご意見を賜るものでございます。 以上、報告事項3件の詳細につきまして、担当から説明をさせていただきますが、委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りまして、また一歩二歩、習志野市の福祉を進めていっていただきたいという所存でございます。どうか宜しくお願い申し上げまして、ご挨拶と代えさせていただきます。</p> <p>職員紹介 保健福祉部 こども部</p> <p>報告事項1 報告事項1項目、若松保育所、袖ヶ浦第二保育所私立化に伴う「習志野市立保育所の設置及び管理に関する条例」の一部改正及び土地の無償貸付について、こども部より説明をお願いいたします。</p> <p>こども保育課長 ※資料に基づき説明</p> <p>A委員 ただ今の説明で、既に議会での議決が終了しているとのことですが、市民感情としては、習志野市が古くから持っていた市の財産が他市の法人に流出するという事態は、市内の法人にお願いすることはできなかったのかと感じますが、市内の法人等に限定するというのではなく、公募ということだから、このようになったのかお聞きしたい。</p> <p>こども保育課長 ガイドライン策定の段階で、移管先法人として相応しいのはどこかということを検討した経過の中で、社会福祉法人というしばりをさせていただくこととしました。 保育所運営につきましては、現在、通常の利益法人でもできることではありますが、今私どもが担っている公立保育所を受けていただくという観点から、社会福祉法人が適切であろうという中で募集をさせていただいた結果、このような形になったということでございます。</p> <p>A委員 習志野市の中では社会福祉法人は存在しなかったのか、あるいは手が挙がらなかったのでしょうか。</p> <p>こども保育課長 習志野市の事業者ではありませんが、習志野市で実績のある事業者ということでは、かすみ保育園を運営する「ひこばえ」があり</p>
---	----------------------------------	---

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>ます。袖ヶ浦で応募はしていただきました。その中で選考をさせていただいた結果、今回は「明德」になったという経過でございます。</p> <p>報告事項 2 報告事項 2 項目、(仮称)袖ヶ浦こども園基本設計について、こども部より説明をお願いいたします。</p> <p>こども保育課長 ※資料に基づき説明。</p> <p>B 委員 3 点お伺いしたい点がございます。 まず 1 点目ですが、袖ヶ浦保育所と袖ヶ浦西幼稚園は場所が近いので問題はないと思うのですが、袖ヶ浦東幼稚園からこちらに通うには、袖ヶ浦 5、6 丁目の方はかなり遠いと思うのですが、その点で何か保護者の方から問題点などは提起されなかったのでしょうか。 もう 1 点は基本的なことになりますが、袖ヶ浦第二保育所は私立化ということになるのですが、なぜ同じ袖ヶ浦地区で一つだけ別になってしまったのか、4 つの保育所・幼稚園をまとめてこども園にすることは、人数的に無理があったのか、ということをお聞かせください。 もう 1 点が、一時保育ですが、全く別の事務所で別の動線でというお話をいただいたのですが、実際にこども園に通われている保護者や子どもとの交流をもつということはできるのでしょうか。</p> <p>こども保育課長 まず 1 点目の、袖ヶ浦東幼稚園からの通園に関しましてですが、これまで幼稚園は基本的に徒歩通園ということをお願いしてまいりましたが、平成 24 年度から園区変更という形で、市内を大きく 3 つの園区に分け、その中でこちらの園にも行かれますよ、というようにさせていただきました。それに伴いまして、自転車での通園も可能とさせていただいております。 また、保護者の身体上の理由がある方については、園長許可のもと車両の通園も許可させていただいている状況であります。そのような中、袖ヶ浦東幼稚園につきましても、こちらに通われるご希望のある方、また、香澄幼稚園にも通えるという環境になっておりますので、そうした面で対応させていただいている状況です。 2 点目の、袖ヶ浦第二保育所は民営化し、なぜ 4 か所をこども園にしなかったかということですが、まず第一に規模ということがございます。袖ヶ浦保育所の敷地の中に、3 施設を統合した形で現状の人数を受け入れられるのが、230 名という形で考えさせていただいたものです。</p>
---	-------------------------	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>こども部主幹 現状保育需要が増えている中で、仮称袖ヶ浦こども園の中に保育需要を増やすということは、定員の関係上難しいということで独立させております。</p> <p>3点目の一時保育の件ですが、出入り口は別になっております。こどもセンターも同様です。</p> <p>一時保育というのは一時的にお預かりしますので、不定期に1週間に1回、1か月に1回という利用になります。すると、朝泣いているお子さんが非常に多い状況です。そのような状況の中で、0、1、2歳の在園している子どもたちについては、どうしても影響を受けやすいということで、今回出入り口については別ということにいたしました。ただし、日常の保育の中では、園庭やホールを一緒に使ったり、機嫌のいい時には保育室に一緒に入ったりして交流をもつということを積極的に行って参ります。</p> <p>こども部長 1点目の、袖ヶ浦東幼稚園からの通園が遠くなるのではということについて補足させていただきます。</p> <p>私共、市立幼稚園を数多く作って参りまして、お申し出のとおり自宅から近い範囲に市立幼稚園があるということで進めてまいりました。一番多い時で昭和53年に約3,700人のお子さんがいて、15園ございました。現在は約1,100人の子どもで、約3分の1になっています。</p> <p>そもそも、幼稚園教育の一番の重点というと、幼児に集団教育を受けさせ、社会的な心や他人を思いやる心を育てるのが主眼点なのですが、今申し上げましたように、子どもの数が少なくなりまして、一つの幼稚園に通う子どもの数が当然少なくなってまいります。中には1クラスで20名という所もございまして、これからは、10名以下という所が出てくる可能性もございまして、そうした時にやはり、確かに近くて歩いて行ける所に幼稚園があるのはベストかもしれませんが、幼児教育の観点から見た時にどうかと考えまして、先ほど申し上げましたように、園区を撤廃して広く通えるようにしたということと、自転車を使っていただいて、幼児教育に素晴らしい環境の所を選んでいただきたいという気持ちでございまして、今後のこともございまして、幼稚園につきましてはそのようなことを考えながら整理をしていくことと、できればこども園という形で保育所の子どもと幼稚園の子どもと、区別なく預けることで、幼児教育の環境を整えるという方針で今、整備計画を練っているところでございまして。</p> <p>C委員 先ほどの報告事項1点目の私立化について、当初から私立化になるということで関わらせていただきましたが、地域の問題とか保育の問題などをすごく心配しておりました。私も袖ヶ浦に住んで</p>
---	-------------------------	---

おりますが、今のところとてもスムーズにしているなと感じております。それから、所長先生も、特に地域との関係を深く考えてくださり、会議などにも積極的に参加して下さっておりますし、そのようなところから見ても、安心できると思いました。1点だけ質問させていただきたいのが、仮称袖ヶ浦こども園ですが、こちらの園庭は今の保育所の所庭の広さと比べいかがなものでしょうか。

こども保育課長

仮称袖ヶ浦こども園は、現在の袖ヶ浦保育所の所庭部分に建物を建て、保育所部分を園庭にすることになります。単純に比較するとやや小さめながらも大体同じくらいになるかと思われまます。50メートルトラックを取れる形で設計をさせていただいております。近隣公園等も積極的に活用を図って保育を展開していくという形で計画しております。

D委員

幼稚園児と保育所児の数が、今後逆転することもあり得るのではと思うのですが、例えば幼稚園児が50名しか入らなかったという場合、10名ほどの分を保育所にまわすといったことは考えられているのかお聞きかせください。また、一時保育について、4歳児が15名ということですが、部屋は1部屋しかない。この中で、0歳児から預かることになるわけですが、どのくらいの年齢層を平均として計画されているのかをお伺いしたい。

こども保育課長

幼稚園児と保育所児の割合ということですが、国で、子育て関連の三法改正ということで、27年度から、こども園についてはこども園児という中で一括して保育需要に応じることで改正される予定です。そうした場合には幼稚園児・保育所児の募集ということではなく、仮称袖ヶ浦こども園の園児の募集というように変わるのではないかと見ているところでございます。そのような形で、今法改正の動向を踏まえ対応を検討しているところでございます。

もう1点の、一時保育についてですが、定員15名は施設最大利用ということで、当然低年齢児のお子さんが増えれば幼児の預かりの枠は減ります。それと、支援の必要なお子さんが増えた場合にも、定員の枠は減るというように考えさせていただいております。今、手元に東習志野こども園と杉の子こども園の実績が出ていないのですが、概ね15名まではいかないものの、平均10名以上の利用で推移している現状があるようです。

5	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>こども部長 1点目のご質問ですが、現在の仮称袖ヶ浦こども園は、幼稚園120名、保育所110名ですけれども、幼稚園の子どもがどんどん少なくなっているという現状の中で、120名が仮に100名になった時に、定員としては20名の枠があるわけなので、それをどうするのかということだと思います。保育所の子どもも待機児童が増える中で、その分保育所に当てたらどうかというようなご主旨だと思いますが、実は今の児童福祉法の保育所、学校教育法の幼稚園ということで、かなり法律の縛りがございまして、こども園という形はしておりますが、なかなか定員を柔軟に改正していくといったような状況にはなっておりません。</p> <p>定員だけではなく、保育所の入所や保育料の問題などでも、現行の枠の中で考えた時、非常に難しい状況になっております。</p> <p>先ほど課長が申し上げましたように、今後新システムの中では、そういったことを一切取り払って、単純に4時間いる子どもと長時間いる子どもと市が認定することによって、今の枠を超えた柔軟な形にするようになっていきます。そのためには、入所の決定や認定、許可といったことではなくて、もう少し入所の配分自体のシステムを少し変えて柔軟に受けるようにして、隙間がないようにして、保育所の子どもは待機を少なくするといった枠組みになっているところでございます。</p> <p>D委員 法改正の内容にもよるとは思いますが、人数が減った時などの対応などを知らせてもらえるのでしょうか。</p> <p>こども部長 今の形では、幼稚園として入ります。仮に途中で共働きになって、保育所に入りたくなった時に、こども園ではどうするのかということですが、今のシステムでは枠があっても一旦保育所の入所希望者に並んでもらって入所するという形になっています。</p> <p>こども部主幹 こども園の最大の良いところは、家庭の状況が変わっても子どもは基本的にその施設を変わることはない、という利点がございます。これはこども園を作るときに、そこがとても重要だと考えました。ですので、例えばお母さま方が仕事に就きたいもしくは仕事をおやめになってご家庭に入るといった状況に変わっても、子どもたちの環境は変わらないということです。基本的には柔軟な対応をさせていただきます。東習志野こども園につきましても、多少柔軟な対応を行っております。ただし、基本的には、長時間枠（保育所枠）と短時間枠（幼稚園枠）については定員として定めておりますので、まずはこの定めが基本となります。ただご質問のとおり、120名が100名しか来なかった場合、残りの20名をどこまで柔軟に対応するかということについては、</p>
---	--	---

<p>議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>その時の状況に応じて対応しているという状況です。ただそれが27年の法改正に伴ってもう少しルールがきちっとして、長短関係なくなりますので、こども園の定員として一杯までお預かりできることになるとと思います。</p> <p>A委員 現在の習志野市の人口統計を見ますと、2つのピークがあるということですね。団塊の世代の62、3歳くらいのピーク、そのジュニアの35、6歳のピークですね。そしてこの数年間習志野市では出生数も減っているし、団塊のジュニアの世代に支えられても減っているということが問題で、その後の年齢層がかなり低くなっています。</p> <p>そうしますと今後、私共の希望としては、大いに幼稚園や保育園を使っただいて、活性化のある習志野市を作ってほしいと思うのですが、残念ながらそのような結果にならないでしょう。むしろ子どもたちが減少するとしたら、例えば東京都などがそうなのですが、小学校と高齢者の施設を設計の段階から考慮して作っています。今回習志野市で新たにこども園を設計するにあたって、将来どうなるかはわかりませんが、考え方としてはそのような考慮をしながら設計の段階から将来の転用も加味しながら考えていくというようなことはいかがでしょうか。</p> <p>こども部長 転用ということですが、現在のところまだその検討につきましては議論が進んでおりません。ただ、こども園ということで、幼稚園・保育所を一緒にするというで、今おっしゃいましたように近くでも保育所児と高齢者の施設が一緒になっているといった所がございまして、見学をさせていただきましたが、私共はあくまでも幼稚園と保育所の一体化と一元化ということで変更した経過がございまして、従いまして、そういった声があればまた検討の素材にはなるかと思えます。しかし、いずれにしても子どもが少なくなる施設を、少しでも少子化の流れを止めるぐらいまでの施策は必要だと思えますし、それはこの施設だけではなくて、色々な手段を使って流れを変える・止めることをしなければいけないと思っているところでございます。</p> <p>D委員 配置図でエレベーターがあるのですが、これは何に使用されるのかお伺いしたい。</p> <p>こども保育課長 これは、こどもセンターの利用者が上がっていただくときに利</p>
----------------------------------	---

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>用していただくものです。</p> <p>E委員 他の2園と違って袖ヶ浦は非常に地盤が悪いという点があります。そして、従来は2階建てでしたが今回は敷地の関係で、3階建てになっておりまして、問題は地震が起こった場合に、他は液状化になっても建物は傾かないように設計されると思うのですが、マグニチュード7.0ぐらいに耐えられるような設計になっているのかということがひとつと、防災の点から幼稚園児・保育所児が緊急の場合にスムーズに安全に避難できるような体制というのも考えていただかないと具合が悪いかなということで、この2点について加味して設計していただきたいと思います。</p> <p>こども保育課長 ご指摘のとおり、こちらの方は実質的に液状化した土地ということで、建物につきましては支持層が20数メートルということで、そこまで杭を打って建物自体は作らせていただき、IS値が0.7以上の建物ということで設計をさせていただいております。</p> <p>園庭につきましても、液状化の対応を図るということで、全く液状化しないということは実質的に無理ですが、液状化しにくいという形での設計はさせていただいております。</p> <p>もう1点の避難につきましては、今準備委員会等がございまして、仮称袖ヶ浦こども園の保育をどのように展開していくかということも含めて考えさせていただいている中で、避難マニュアルというものも策定させていただいております。</p> <p>一時的には、3・11以降、いきなり外に出ることが必ずしも安全ではないという部分がございます、実質的に3階建ての建物の中でどのような形で避難をしていくか、どういう経路をたどるかというものも検討させていただいて、マニュアルの案を作らせていただいております。また、今後、私共の方では避難訓練や防災訓練を毎月行っておりますので、そうした中でさらに改善を深めてまいりたいと考えております。</p> <p>報告事項3 地域福祉計画の策定について、保健福祉部から説明をお願いいたします。</p> <p>保健福祉調整課長 ※資料に基づき説明</p> <p>E委員 これから市が行います地域福祉計画を策定することは、大変結</p>
---	-------------------------	--

5	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>構なことだと思えます。実は私どもの社会福祉協議会では、すでに地域福祉活動計画というものを作っておりまして、それが4期目ですので17、8年前から作っているわけです。</p> <p>その上位の計画が今までなかったということで、これが今度完成すれば、私どもはその上位の市の計画に基づいて、車の両輪のごとく両者一体となって活動をしていきたいと思っておりますので、この計画の段階でできましたらぜひ社会福祉協議会の関係の部門とも十分な協議をしていただいて、すばらしい計画を作っていただきたいと思えますので、要望として申し上げます。よろしく願いいたします。</p> <p>F 委員 予算措置はあるのでしょうか。</p> <p>保健福祉調整課長 この計画につきまして、予算要求しておりまして、あとは議会の議員の皆さまにご審議いただく段階となっております。</p> <p>その他 保健福祉調整課長 次回の審議会についてですが、平成25年度に入りまして早々にもう一度お集まりいただきたいと思えます。詳細につきましては、近づきましたらご連絡いたします。お忙しいところ大変申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>E 委員 その他特にご意見なければ、本日の議事を終了させていただきたいと思えます。</p> <p>大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございました。また、色々なご意見を頂戴しましたので、行政はそれを含めまして、今後の建設に向けてしっかり頑張っていただけるものと期待を込めまして、本日の平成24年度第1回福祉問題審議会を閉会といたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
6	<p>問い合わせ先</p>	<p>所 管 課 名 : 保健福祉調整課 (仮庁舎3階 (京成津田沼駅前ビル)) 電 話 番 号 : 0 4 7 (4 5 3) 9 2 4 3 F A X 番 号 : 0 4 7 (4 5 3) 9 3 0 9</p>